

在外選挙これだけは必ず! -Q&A で調べてみましょう-



韓国・中央選挙管理委員

提供日時 2010. 11. 24

<http://ok.nec.go.kr>

☎82-2-503-0648

FAX82-2-504-5350



在外選挙人登録申請対象者と国外不在者申告対象者がどのように異なるのかを教えてください?



大韓国内に住民登録や国内居所申告をしたのかの可否によって在外選挙人登録申請対象者と国外不在者申告対象者に分けられます。

在外国民の皆様が外国で投票しようとするれば、必ず在外選挙人登録申請、または国外不在者申告をしなければなりません。在外選挙人登録申請対象者は国内に住民登録がなされておらず国内居所申告もしていない人であり、国外不在者申告対象者は国内に住民登録されているか、国内居所申告をした在外国民です。

この二つは参加できる選挙が異なりますが、在外選挙人登録申請対象者は大統領選挙と任期満了に伴う比例代表国会議員選挙に投票でき、国外不在者申告対象者は大統領選挙と任期満了に伴う比例代表国会議員選挙だけではなく、地域区国会議員選挙でも投票することができます。

[選挙権を有する在外国民]

選挙日を基準とし満19才以上の者で

国内に住民登録されておらず、国内居所申告もしていない者

国内に住民登録がされているか、国内居所申告をした者

在外選挙人登録申請対象者

国外不在者申告対象者

・大統領選挙
・比例代表国会議員選挙(任期満了)

・大統領選挙
・比例代表+地域区国会議員選挙(任期満了)

選挙管理委員会は政治的中立と
公正な選挙管理を最優先しています